

千葉県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年4月11日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(診療所)				
	医療法人社団形桂会 みやこ整形外科 クリニック	千葉市中央区都町 1038-1	医療法人社団形桂会 理事長 中島 秀之	令和2年2月3日
変更後		千葉市中央区都町 6-3-14		
(薬局)				
	さくらんぼ薬局 稲毛店	千葉市稲毛区小仲台 6-23-10	株式会社三学 代表取締役 橋本 武	令和5年3月13日
変更後	稲毛アズール調剤薬局			
	さくらんぼ薬局 小中台町店	千葉市稲毛区 小中台町 356-15	株式会社三学 代表取締役 橋本 武	令和5年3月6日
変更後	小中台町アズール 調剤薬局			